

健康増進法が改正され 受動喫煙の防止が強化されます



たばこは **マ** **ナ** **ー** から **ル** **ー** **ル** へ

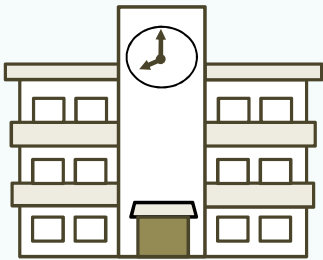
多くの人を利用する施設は一定の場所を除き喫煙が禁止されます

※多くの人を利用する施設：2人以上の人が同時に、又は入れ替わり利用する施設

敷地内禁煙

〈第一種施設〉

学校・病院・児童福祉施設や行政機関の庁舎等

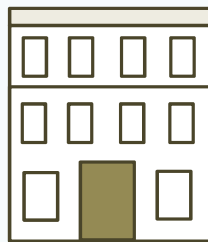


※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することも可

原則屋内禁煙

〈第二種施設〉

事務所・ホテル・飲食店などの多数の人が利用する施設



※喫煙のみの専用室や、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）の設置も可

施設内で喫煙可能

〈喫煙目的施設〉

喫煙を主たる目的とするバー、スナックなど、たばこ販売店、公衆喫煙所

周囲の状況に配慮

〈屋外や家庭など〉

喫煙はできるだけ周囲に人がいない場所で行い、周囲に人がいる場所では喫煙をしない

全ての施設で喫煙可能な場所には「喫煙可能場所」である旨の掲示を義務づけ

喫煙できる場所に20歳未満の人は立ち入り禁止

既存特定飲食提供施設に対する特例

喫煙可能室を屋内の「全部又は一部」に設置可（飲食可）
要件：2020年4月1日時点で営業している客室面積100㎡以下かつ
資本金5,000万円以下の飲食店 ※設置した場合は届け出が必要
(国が別に定める時期までの経過措置)

3つの基本的な考え方

「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮

施設の類型・場所ごとに対策を実施

禁煙は愛 ～望まない受動喫煙をなくそう～